

平成26年3月吉日

お客様各位

ツルカンシステム株式会社

消費税率の変更に関する弊社の対応について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先の閣議決定により改正される消費税率の変更に関し、弊社における消費税率の取扱いにつきましては、消費税法上の「資産の譲渡」、「資産の貸付け」および「役務の提供」の考え方にに基づき、下記のとおりご案内させていただきますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. O A機器、ソフトウェア、消耗品等の物品の販売について（「資産の譲渡」に該当するお取引）

平成26年4月1日以降に納品させていただきますお取引から、新税率8%でご請求させていただきます。

2. コピー機、パソコン等のレンタル契約等について（「資産の貸付け」に該当するお取引）

ご契約内容に基づき、平成26年4月1日以降にご請求させていただきますお取引から新税率8%で請求させていただきます。

なお、改正消費税法の各種経過措置が適用されるものにつきましては、消費税率は5%となります。

3. コピー機のカウント料金、ソフト開発、Webサイト保守契約等の役務サービスについて（「役務の提供」に該当するお取引）

役務の提供完了日（お客様と定めている締め日）が平成26年4月1日以降の場合は新税率8%でご請求させていただきます。

弊社としましては、企業の責任として適正な消費税率の適用を行ってまいりますので、お客様におかれましても、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

今後とも一層の品質向上とサービスの改善を目指し、ご愛顧くださる皆様にご満足のいただけるよう誠心誠意精励いたす所存でございます。

以上